

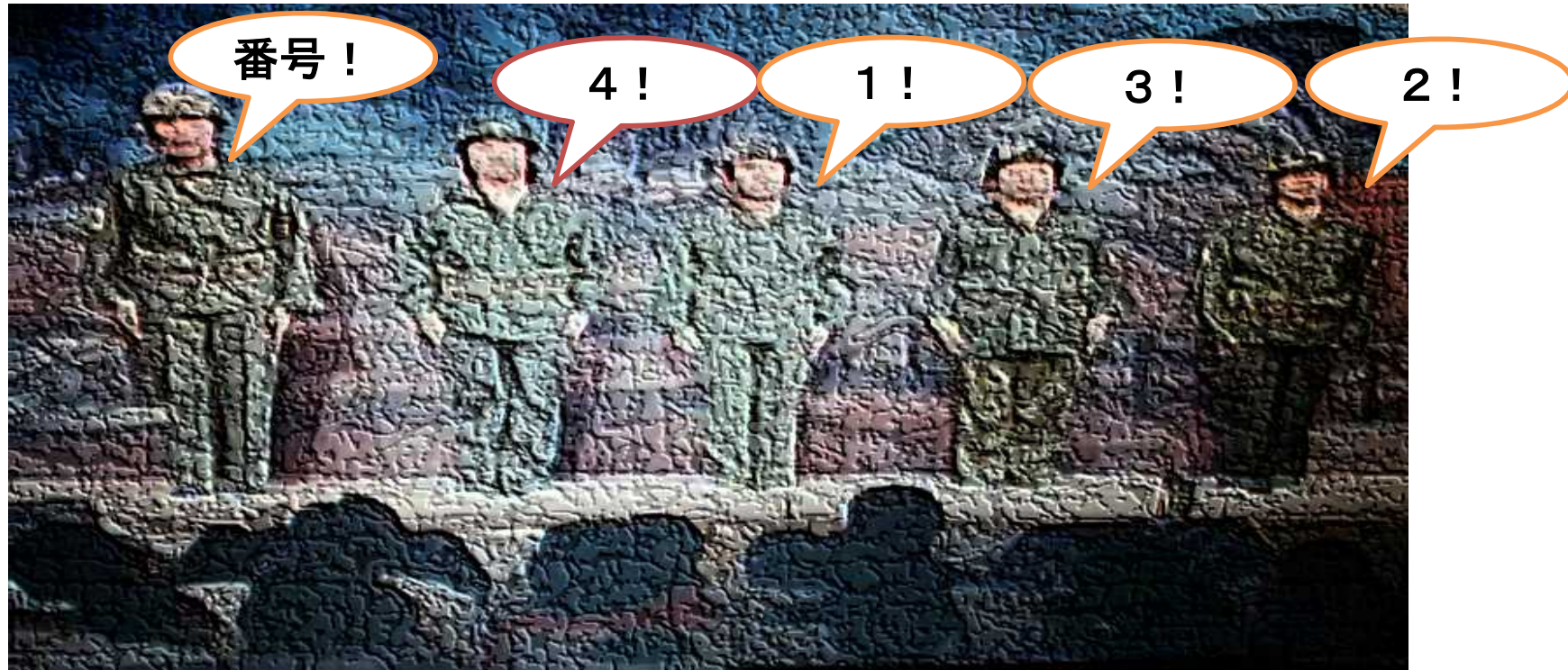
# 点呼

～安全輸送の要～

---

中部ブロック事業用自動車安全対策会議  
平成31年4月～令和元年6月

点呼・・・一人一人の名を呼んで人員を確認すること（広辞苑より）



自動車運送事業では・・・

**事業用自動車の運行の安全の確認のため**、点呼、報告及び指示の内部体制の確立を図るよう新たに規制

「自動車運送事業等運輸規則（昭和31年8月1日運輸省令第44号）」第22条で初めて規定  
※現在の旅客自動車運送事業運輸規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則

## 旅客自動車運送事業運輸規則

第24条（点呼等）旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。ただし、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、旅客自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該旅客自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

- 一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認
- 二 酒気帯びの有無
- 三 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあつては、当該運転者が交替した運転者に対して行つた第五十条第一項第八号の規定による通告についても報告を求めなければならない。ただし、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、旅客自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該旅客自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

4 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、第一項及び第二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

5 旅客自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行つた旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 点呼を行つた者及び点呼を受けた運転者の氏名
- 二 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- 三 点呼の日時
- 四 点呼の方法

# 貨物自動車運送事業輸送安全規則

第7条（点呼等）貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

- 一 酒気帯びの有無
- 二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認

2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあつては第十七条第四号の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほか、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4 貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

5 貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
- 二 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- 三 点呼の日時
- 四 点呼の方法
- 五 その他必要な事項

# 点呼は安全輸送の要 何で点呼が必要か

## ① 悪質違反（酒気帯び・薬物等）を防ぐ

酒気帯び・飲酒事案の殆どが「点呼していなかった」「運転者に任せていた」

アルコール検知器の有効保持義務違反も発生

薬物は完全検知不可「日頃の変化を見逃さない」

## ② 健康起因事故を防ぐ

疲労、疾病、睡眠の状態を確認

持病等の把握、服薬の状況「薬はちゃんと持った？」

## ③ 車両故障事故を防ぐ

故障による運行中断は事故報告対象

車検証の有効期間もマメに確認（「無車検運行」たびたび発生）

## ④ 同種の事故（ヒヤリ・ハット）を防ぐ

乗務後（乗務途中）点呼で、運行中起こった輸送の安全に関わる出来事を報告

必要に応じて、他の運転者へ展開

## 点呼は安全輸送の要 点呼をする意味を考える

### 運転者とのコミュニケーションを確保する

コミュニケーションは輸送の安全すべてにつながる

何気ない会話から、不具合を読み取る

普段の指導教育の内容をおさらいする（理解度の把握）

機会があるごとに声掛けしましょう

- ☑ お互いに（管理者からも）挨拶している
  - ☑ 運転者の話にしっかりと耳を傾けている
  - ☑ 休憩など合間の時間も声掛けしている
- 等

話しやすい環境づくりでより風通しのよい会社へ

## ① 経営トップによるコミュニケーション

- ・できるだけ点呼に立ち会う
- ・何か困った事があったか等、お茶などを飲みながら話をするようにして問題解決のアドバイスをしたり、相手先と話し合ったり、ドライバーの不満や問題を先送りしない努力をしている

## ② 点呼時の取組

- ・毎日の安全目標を設定して運転者に口頭で述べてもらう
- ・運行管理者から1日目標が伝えられ事故防止に努めている
- ・点呼後に部署ミーティング (どのようにチームワークをとって仕事をするかの確認)

## ③ 効果的な点呼のための取組

- ・点呼時の導線の見直し (行ったり来たりしないよう一方通行とした)
- ・点呼執行の統一を図るため、DVDを製作し教育に使用
- ・意見を言いにくいと思うことがないよう、日頃のコミュニケーションを大切にする

## 点呼は安全輸送の要 点呼をする意味を考える

### まとめ・・・点呼でどこまで見れば良いんだ？

答えは・・・ありません（安全管理にゴールはない）

と言って、「あれもこれも」では管理者も運転者も負担

法令に基づく点呼項目を確実に実施することが大事

「信頼関係＝なれ合い」ではない

機械化だけでは不正は防げない

社内の風通しが重要（悪いこともきちんと報告してもらえる環境）